

2017年（平成29年）5月30日

意見陳述書

弁護士 福崎博孝

私は、原告代理人弁護士の福崎博孝です。

1. ちょうど1年前（平成28年6月8日）、私たちは、新安保法制違憲訴訟（第1陣訴訟）を全国5番目の訴訟として長崎地裁に訴え提起いたしました。その後の第1回口頭弁論期日（同年11月8日）の時点では、全国の10の地方裁判所で訴訟が提起されていました。そして、その訴え提起は、その後も数を増し、本日（第1陣の第3回口頭弁論期日、第2陣の第1回口頭弁論期日）の時点は、全国18の地方裁判所において、22の裁判が継続しています（①東京、②福島、③高知、④大阪、⑤長崎、⑥岡山、⑦埼玉、⑧長野、⑨神奈川、⑩広島、⑪福岡、⑫京都、⑬山口、⑭大分、⑮札幌、⑯宮崎、⑰群馬、⑱釧路。なお、来月中の訴訟提訴予定を含めると、全国で20の地方裁判所で訴訟が係属することになります。）。また、現時点での全国の原告総数は約6000名、代理人弁護士数も1500名を超えています。さらに、そのほかに提訴の動きのある都道府県が10地域ほどありますので、このままの勢いでいけば、ごく近い時期に、「全国30の地方裁判所での闘い」という「異例な事態」となるはずですが。

2. では、なぜ、このような「異例な事態」になってしまったのでしょうか。

被爆地長崎では、第1陣を「被爆者及びその2世並びに被爆体験者」に限定して訴訟提起しました。被爆地長崎は、平和への思い入れが強く、それとともに、「憲法9条を何としてでも護りたい」と考える市民もその数がことのほか多く、そのことが新安保法制長崎訴訟の原告団の一つの重要な特徴ともなっています。

しかし、全国的にみれば、「憲法9条を護る」という考え方以前の問題として、「わが国の立憲国家としての在り方」に危機感を持ち、そのことが動機となって、新安保法制違憲訴訟に参加してきた人たちも、思いのほか多いのが現実なのです。

わが国は、「集団的自衛権は認められない」（わが国は個別的自衛権しか認

められない) という、歴代内閣による「憲法 9 条の政府解釈」によって、「自衛隊という存在」に合理性を与えてまいりました(憲法 9 条の 2 として「自衛隊を位置付ける」などという姑息な手段によって、憲法 9 条 1 項・2 項の下での「自衛隊の存在」に合理性を与えられるものではありません。)。しかし、それにもかかわらず、それまでの政府見解を改変させるために、安倍政権はまず、当時抵抗勢力となっていた「内閣法制局」を事実上瓦解させてしまいました。またその後も、そのほとんどの憲法学者が「新安保法制は違憲」という意思表示をしていたにもかかわらず、それを無視して新安保法制を遮二無二成立させました。そしてその過程で、多くの憲法学者や国民から、「いまの日本のどこに立憲主義があるのか! ?」という、嘆きにも近い、強い「怒りの声」が湧き上がりました。

3. 私たちは、これらのことを踏まえて、ここ長崎の裁判所に、本日提出した「原告準備書面(3)、同(4)、同(5)」を読んでもらいたいです。

(1) 原告準備書面(4)では、これまでの戦後の歴代内閣が国会で答弁してきた「憲法 9 条についての政府見解」のエッセンスをまとめています。その「統一され矛盾のない憲法解釈」によって、「日本国民の多くは自衛隊を受入れ、そして、それを信頼してきた」ということなのではないでしょうか。それが、安倍内閣の平成 26 年 7 月閣議決定によって、一夜にして崩壊の憂き目に遭い、それまでとは「異質な自衛隊」が創られようとしているのです。

(2) 原告準備書面(3)においては、この間の新安保法制法の制定過程を、新聞記事等の資料的な裏付けをもって整理してみました。そこでは、安倍首相とその周辺の政治家たちの動きを中心に、新安保法制法が成立するまでの事実経緯を、それに反対する多くの人たち(元内閣法制局長官、憲法学者、元裁判官など)の言動と対照させて整理しています。

またそこでは、安倍政権が新安保法制法を正当化する「非論理」の数々と、それに対する専門家の「論理的な批判」を紹介しています。それこそ、「憲法学者のうちの 90%をはるかに超える人たちが」、「内閣法制局長官経験者の多く」が、さらには、通常は声を上げることのない「裁判官経験者までも」が、それこそ「最高裁長官・最高裁判事経験者までも」が、安倍政権の「非論理」に批判の声を上げています。

(3) そして、このような作業の過程において、私たちが最も目を向けなければならないことに気付かされました。それは、成立してしまった新安保法

制法の考え方の「系譜」ともなっている「平成24年の自民党憲法改正草案」の存在です。すなわち、“安倍首相やその周辺の政治家たちが目指すところは、「新安保法制の世界」にとどまるのではなく、「自民党の憲法改正草案の世界」なのではないのか”という視点が、事の本質を見る上で極めて重要であり、原告準備書面（3）においては、そのことも整理して記述いたしております。

- (4) このようにみてくると、私たち日本国民に本来付与されている「憲法上の権利をいっさい無視されてしまっていること」にも気付かされます。つまり、本来であれば、「新安保法制は、憲法9条を実質的に改正するもの」であり、「憲法改正手続を経なければ立法化できない法律」なのです。その憲法改正の手続的な保障が私たち国民には与えられてはいないので、そこで、原告準備書面（5）では、国民である私たちひとり一人の「憲法改正の賛否を述べる機会（手続保障）」が剥奪されたこと、そしてそれは、私たち国民ひとり一人にとって具体的な権利侵害であることを詳細に説明させていただきました。

4. いずれにしても、原告準備書面（3）をみてもらえば分かりますが、新安保法制法の制定過程における議論において、論理的説明に窮した安倍首相らがいつも頼った言葉に「最後は最高裁が決定する」というフレーズがありました。つまり、安倍政権は、政権与党の圧倒的な議員数を獲得することによって「行政府」を支配し、その絶大な行政権限をもって「立法府」を従わせ、新安保法制法の成立にこぎ着けました。

しかしいまだ、安倍政権に支配されていない国家領域があります。つまり、それは、「最高裁を頂点とする司法」の分野であり、そこはいまだ安倍政権の支配が及んでいないはずで

す。安倍首相は、海外でのスピーチにおいて、「日本の法の支配」を自慢し吹聴することが多いようです。安倍首相のいうとおり、わが国に「法の支配」が根付いているとすれば、そのための大きな役割を「裁判所」に担ってもらわなければなりません。「日本の裁判所」は、国家機関の一つとはいえ、それこそ「忖度の思想」に無縁な世界であるはずで

す。そこにあるのは、「日本国憲法」と「法の支配」のみであり、私たちは、その「日本国憲法と法の支配の理念」に従った裁判所の賢明なるご判断をお願いしたいと考えております。

以上